

株式会社常陽銀行が実施する 株式会社高崎クリーンに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社常陽銀行が実施する株式会社高崎クリーンに対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2026 年 8 月 31 日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社高崎クリーンに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社常陽銀行

評価者：株式会社常陽産業研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社常陽銀行（「常陽銀行」）が株式会社高崎クリーン（「高崎クリーン」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社常陽産業研究所（「常陽産業研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。常陽銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、常陽産業研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、常陽銀行及び常陽産業研究所にそれを提示している。なお、常陽銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクト

トエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

常陽銀行及び常陽産業研究所は、本ファイナンスを通じ、高崎クリーンの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、高崎クリーンがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

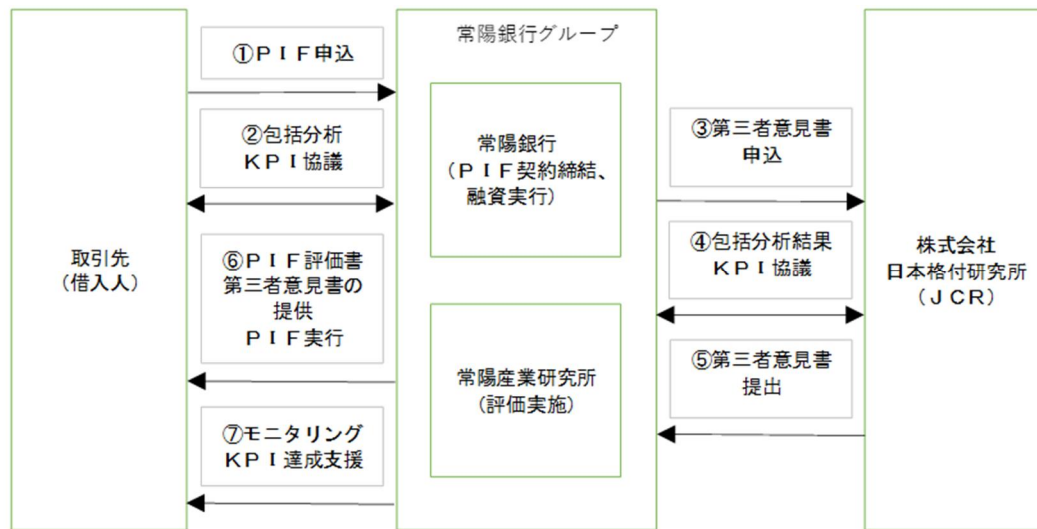
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、常陽銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 常陽銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(出所：常陽銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、常陽銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、常陽銀行からの委託を受けて、常陽産業研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て常陽産業研究所が作成した評価書を通して常陽銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、常陽産業研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である高崎クリーンから貸付人である常陽銀行及び評価者である常陽産業研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

新井 真太郎

新井 真太郎

担当アナリスト

玉川 冬紀

玉川 冬紀



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル



ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

株式会社高崎クリーン



2026 年 8 月 31 日

株式会社常陽産業研究所

目次

- 1. はじめに1
- 2. 会社概要2
 - (1) 会社概要2
 - (2) 沿革4
 - (3) 経営理念5
 - (4) 事業概要6
 - (5) 組織体制10
 - (6) 環境・社会活動11
 - (7) 人材育成・福利厚生15
- 3. 包括的なインパクト分析16
 - (1) インパクトエリア/トピックの特定16
 - (2) 事業活動エリアにおけるインパクトニーズ18
 - (3) テーマの設定19
- 4. インパクトの評価20
 - (1) 適正処理と再資源化による循環型社会の構築20
 - (2) 働きがいのある職場環境の整備23
 - (3) 環境に配慮した事業活動の推進26
- 5. 管理体制29
- 6. 常陽銀行によるモニタリング30

1. はじめに

常陽産業研究所は、常陽銀行が株式会社高崎クリーン(以下、高崎クリーン)に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、高崎クリーンの企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響およびネガティブな影響)を分析・評価した。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中小企業¹に対するファイナンスに適用している。

■ 本ファイナンスの概要

資金調達者の名称	株式会社高崎クリーン
調達金額	100,000,000 円
調達形態	証書貸付
契約期間(モニタリング期間)	2026 年 8 月 31 日～2036 年 8 月 20 日
資金用途	設備資金

¹ IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する企業。

2. 会社概要

(1) 会社概要

高崎クリーンは、福島県いわき市に本社を置き、2004 年の設立以来、地域に根差した産業廃棄物および一般廃棄物の処理を行っている企業である。主な事業は、工事現場等から排出される建設廃材、汚泥、廃プラスチック類等の収集運搬および中間処理(選別、圧縮梱包、破碎)を行う産業廃棄物処理業と、飲食店、オフィス、店舗、病院等から排出される事業系廃棄物や家庭から排出される粗大ごみの回収を行う一般廃棄物収集運搬業の 2 つである。

本社には、がれき類を破碎する自走式破碎機や廃プラスチック類等を選別・圧縮梱包・破碎する中間処理設備を備えている。これにより、廃棄物の収集・運搬にとどまらず、中間処分まで一貫して手掛けられる体制を有している点が特徴である。

また、同社は、エコアクション 21 認証・登録を取得しており、環境経営を強く推進している。

＜本社工場＞



出所：高崎クリーン提供

＜概要＞

社名	株式会社高崎クリーン
代表者	代表取締役社長 高崎 文孝
所在地	〒971-8183 福島県いわき市泉町下川字大剣 1 番地 176
営業所	〒974-8223 福島県いわき市佐糠町東二丁目 8 番地 3
創業年月	1967 年 9 月
設立年月	2004 年 6 月
事業内容	産業廃棄物処理業(収集運搬業・処分業) 一般廃棄物収集運搬業 建築物の解体業
資本金	6,000 千円
売上高	814 百万円(2026 年 5 月期)
社員数	38 名 (2026 年 6 月末現在)
許認可	＜産業廃棄物処分業許可＞(中間処分のみ) いわき市(09420113340) ＜産業廃棄物収集運搬業許可＞(積替えを含まない) 宮城県(00400113340)、福島県(00709113340)、茨城県(00801113340)、 栃木県(00900113340)、群馬県(01000113340)、埼玉県(01100113340)、 千葉県(01200113340)、神奈川県(01400113340)、大阪府(02700113340) ＜特別管理廃棄物収集運搬業許可＞(積替えを含まない) 福島県(00759113340)、茨城県(00851113340)、大阪府(02750113340) ＜一般廃棄物収集運搬業許可＞ いわき市(指令第 5696 号)、双葉郡(指令第 5 号) ＜一般廃棄物処分業許可＞ いわき市(指令第 5696 号)
主要取引先	清水建設株式会社、西松建設株式会社、株式会社安藤・間

(2) 沿革

高崎クリーンは、1967 年 9 月に、現社長の祖母が、当時の常磐ハワイアンセンター（現スパリゾートハワイアンズ）から排出される一般廃棄物の収集・処理を目的として個人事業を開始したことに始まる。

その後、産業廃棄物の収集運搬業務に進出し、1990 年 2 月には「有限会社高崎商店」へ法人改組を行い、特別管理産業廃棄物を含む産業廃棄物収集運搬を主力事業として展開してきた。さらに、2004 年 6 月には、コンプライアンスおよびガバナンス体制を一層強化し再構築するため、「有限会社高崎クリーン」を設立した。

また、2010 年 3 月には株式会社に組織変更し、「株式会社高崎クリーン」となった。2013 年 7 月には現本社へ移転し、2014 年 2 月には長年の目標であった産業廃棄物処分業の許可を取得したことで、収集運搬から処理まで一貫して実施できる体制を確立した。

年月	概要
1967 年 9 月	現社長の祖母が個人事業主として創業
1990 年 2 月	有限会社高崎商店へ改組
2004 年 6 月	福島県いわき市佐糠町東二丁目 8 番地の 3 に資本金 300 万円にて有限会社高崎クリーン創業
2004 年 6 月	いわき市産業廃棄物収集運搬業許可取得 いわき市一般廃棄物収集運搬業許可取得 福島県産業廃棄物収集運搬業許可取得 郡山市産業廃棄物収集運搬業許可取得
2004 年 10 月	茨城県産業廃棄物収集運搬業許可取得
2004 年 11 月	千葉県産業廃棄物収集運搬業許可取得
2005 年 1 月	福島県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得
2005 年 3 月	一般貨物自動車運送業許可取得
2005 年 8 月	宮城県産業廃棄物収集運搬業許可取得
2007 年 3 月	岩手県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得
2007 年 6 月	埼玉県産業廃棄物収集運搬業許可取得
2010 年 3 月	株式会社高崎クリーンに商号変更 資本金 600 万円に増資
2010 年 5 月	解体工事業登録
2013 年 7 月	福島県いわき市泉町下川字大剣 1 番地 176 に本社機能移転
2014 年 2 月	産業廃棄物処分業（中間処理業）許可取得
2014 年 8 月	栃木県産業廃棄物収集運搬業許可取得
2014 年 12 月	大阪府産業廃棄物収集運搬業許可取得
2016 年 2 月	産業廃棄物処分業変更許可 今までの処理業務にがれき類の破碎処理、がれき類の移動式破碎処理、移動式選別を追加し、業務を開始する。

(3) 経営理念

高崎クリーンは、会社創立 20 周年の節目を機に、従来の「廃棄物の適正処理を通して、地球環境を守る」という企業理念を深化させ、持続可能な社会の実現に向けた新たな経営方針を定めている。同社では、日々の業務の意思決定や事業活動の根底にある共通の行動規範として、「科学性」「社会性」「人間性」の 3 つの軸に沿った経営を推進している。

科学性	・ 私たちは、環境サービスの提供を通して、心地よい環境を創造します。 ・ 新しいリサイクル技術の研究・開発に積極的に取り組み、「ごみゼロ社会」の実現を目指します。
社会性	・ 私たちは、人と地球のやさしい関係を構築し、子どもたちと地球の笑顔を守り続けます。 ・ 地球温暖化や海洋汚染といった喫緊の環境課題に対し、フードロス削減や資源循環型社会の構築を推進します。
人間性	・ 私たちは、社員や関係する方の幸せと成長を実現します。 ・ 社員教育の充実、魅力ある給与体制、福利厚生向上、そして地域への社会貢献活動を通じて、関わる全ての方の幸福度を高めることを目指します。

科学性では、日常業務を通して、顧客や地域の方々に喜んで頂けるよう、誠実、堅実な業務の提供に努め、安心、安全な処理技術の提供や新技術の研究開発に取り組むとする方針である。同社では、ごみの減量化やリサイクルの推進を通じて、最終的にはごみゼロの社会の実現を目指している。

社会性では、地球温暖化や海洋汚染、水質汚染、大気汚染等の現代が直面している待ったなしの環境問題に対し、今人として出来ることを考えて行動することである「考動」を重要視している。同社では、「考動」を通じて、美しい地球を未来の子どもたちに引き継ぐとしている。

人間性では、同社に関わる全てのステークホルダーが共に成長していくことを重要視している。同社では、そのためにまず、働く社員が互いに尊重し合える職場環境づくりや全員が成長し続けられることが出来る仕組みづくりを目指している。

さらに同社では、「いわき発、未来へ繋ぐ環境創造企業として、持続可能な社会と豊かな地域を共創する」という 10 年ビジョンを 2024 年に策定し、SDGs 達成への貢献のための取り組みを加速している。

(4) 事業概要

1) 事業構成

高崎クリーンは、福島県いわき市を拠点に、建造物の解体や産業活動に伴って排出される廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理業(収集運搬業・中間処理)と、地域の衛生維持に直結する一般廃棄物収集運搬業の2つの中核事業を展開している。同社の大きな特徴は、廃棄物の発生源である解体現場から、自社車両による収集運搬、自社施設における選別・破碎等の中間処理までの一連のプロセスを一貫して処理できる体制を確立している点にある。

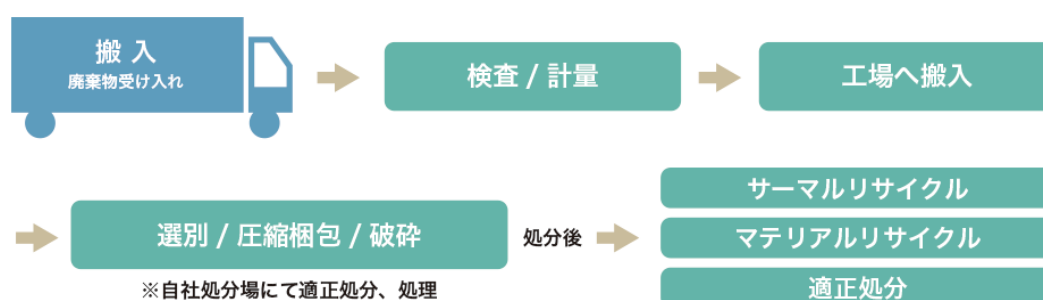
同社は、スーパーゼネコンや地元大手建設業者を主要顧客として有しており、工事現場から発生する多種多様な廃棄物をワンストップで受け入れ、適正処理を行う静脈産業のパートナーとして地域内において、強固な信頼と営業基盤を構築している。

<事業構成>

事業	売上構成比
産業廃棄物収集運搬業部門	30%
産業廃棄物処分業部門	52%
一般廃棄物部門	8%
その他の付随業務	10%

出所:ヒアリングにより常陽産業研究所作成

<高崎クリーンにおける廃棄物処理概要>



出所:高崎クリーン

2) 事業活動

① 産業廃棄物収集運搬

同社は、産業廃棄物処理業として、収集運搬および処分(中間処理)を行っている。

収集運搬においては、排出事業者の工事現場等から発生した廃棄物を、法令に基づき、安全かつ適正に、自社の中間処理施設または委託先の処分場へ運搬している。廃棄物処理の流れにおいて、同社は排出現場と処理工程をつなぐ静脈物流の一翼を担っている。

同社の強みの一つは、本社を置く福島県に加え、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府の計 9 府県において、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している点にある。これにより、複数の県にまたがる工事案件に対しても、同一の窓口で収集運搬体制を構築することが可能となっている。

また、福島県、茨城県、大阪府では、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可も有している。これにより、より厳格な管理が求められる廃棄物についても、法令に則った適切な対応が可能である。

<取扱品目>(都道府県により異なる)

【産業廃棄物】

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、13 号廃棄物

【特別管理産業廃棄物】

廃油、廃酸、廃アルカリ、廃石綿等、汚泥

同社が収集運搬において主に取り扱うのは、解体工事や土木工事に伴って発生する各種産業廃棄物である。廃棄物の性状や現場条件に応じて、分別方法、積載方法、運搬方法を適切に使い分けている。

<保有車両>

普通貨物脱着装置付コンテナ車:9 台、脱着装置付コンテナ車 1 台、軽トラック 1 台

普通貨物バン:4 台、普通貨物ダンプ:7 台、普通貨物キャブオーバー:5 台、普通貨物トラクタ:2 台、
小型貨物ダンプ:1 台、普通特殊塵埃車 5 台(内、1 台 EV)

普通特殊粉粒体運搬車:1 台、普通特殊粉粒体運搬セミトレーラ:2 台

出所:高崎クリーン提供

② 産業廃棄物処分

産業廃棄物の処分(中間処理)については、本社処理施設(福島県いわき市)を拠点として展開している。敷地面積は約 16,200 m²であり、地域における廃棄物処理および資源循環を支える重要な拠点となっている。同社では単なる減量化にとどまらず、選別・破碎・圧縮等の工程を通じて、廃棄物の可能な限りの再資源化を推進している。

<中間処理>

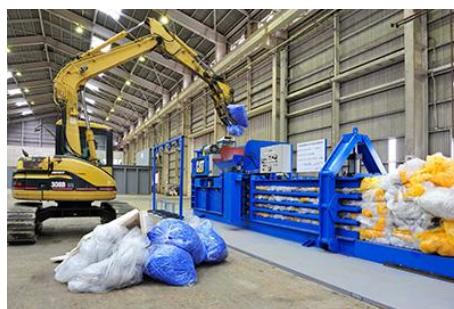
【選別】

処理の種類: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類



【圧縮梱包】

処理の種類: 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず



【破碎】

処理の種類: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず



【破碎】

処理の種類: がれき類、ガラス陶磁器くず



出所: 高崎クリーン提供

③ 一般廃棄物

一般廃棄物収集運搬事業は、地域のオフィスや店舗から排出される事業性一般廃棄物を計画的に回収し、地域の公衆衛生の維持およびクリーンな生活環境の確保を日々支える、極めて公共性の高いインフラ機能である。同社では、2025 年に福島県内で初めて EV ごみ収集パッカー車を導入し、脱炭素に向けた取組みもあわせて推進している。

<EV ごみ収集パッカー車>



出所: 高崎クリーン提供

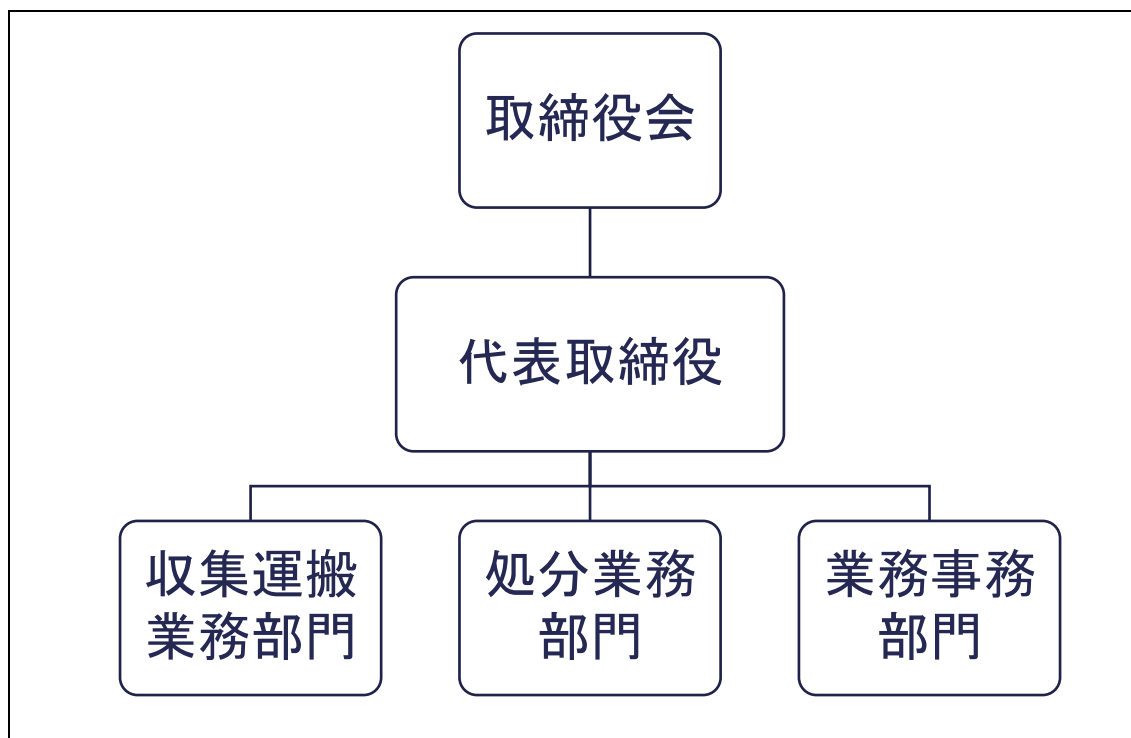
④ その他

同社では、環境コンサルティングを行っており、排出事業者への分別方法を始めとした廃棄物処理に関するアドバイスや他の処理事業者の紹介など、廃棄物のリサイクル率を高める支援を行っている。このほか、建物解体業務や一般貨物自動車運送事業も展開しており、廃棄物処理の上流から下流までを一体的に担う事業体制の強化に寄与している。

(5) 組織体制

高崎クリーンの組織体制は、以下の組織図の通りである。同社では、経営の最高意思決定機関である取締役会を最上位に置き、その下に実務の総括責任者である代表取締役を配置している。さらに、その下に収集運搬業務部門、処分業務部門、業務事務部門の 3 つの部門を設けている。

<組織図>



出所:ヒアリングにより常陽産業研究所作成

(6) 環境・社会活動

高崎クリーンは、企業理念である「廃棄物の適正処理を通して、地球環境を守ります。」「堅実経営をむねとし、信頼される会社を目指します。」に基づき、設立以来、環境配慮型企业として、社員教育の徹底や環境負荷を低減するための設備投資を継続的に実施している。加えて、地域における持続可能な環境づくりにも取り組んでいる。

1) 環境活動

同社では、環境ビジネスを支える従業員一人ひとりの意識変容が環境保全の基盤であるという考えのもと、2023年9月よりSDGs定例勉強会を開催している。同勉強会は外部有識者を招聘し、環境経営等をテーマとして毎月継続的に実施しており、2026年5月には第30回を開催している。また、ふくしまSDGs推進プラットフォームにも参画しており、2025年11月にはSDGs宣言書を作成・公表している。

こうしたSDGsに関する継続的な取組みにより、同社は「同友エコ(中小企業家同友会全国協議会主催の環境経営に取り組む中小企業を表彰する取組み)2025-2026」の外部審査委員賞を受賞した。

<SDGs 定例勉強会の様子>



出所: 高崎クリーン提供

<SDGs 宣言書>

高崎クリーン SDGs宣言書

- 株式会社高崎クリーンは、「心地よい環境を創造」「子どもたちと地球の笑顔を守り続ける」「社員や関係する方の幸せと成長を実現」という経営理念のもと、産業廃棄物の適正処理と資源循環の推進を通じて、地域社会と地球環境の保全に貢献してまいります。
- 地球規模での環境問題や社会課題が深刻化する中、私たちは国連が提唱する「持続可能な開発目標 (SDGs)」を、当社の経営の根幹を成す羅針盤と位置づけ、事業活動そのものが社会課題の解決に繋がるものと捉えています。
- 本日当社は以下の重点目標を掲げ、全社一丸となってSDGsの達成に向けた取り組みを加速させていくことを宣言します。

2025年11月14日

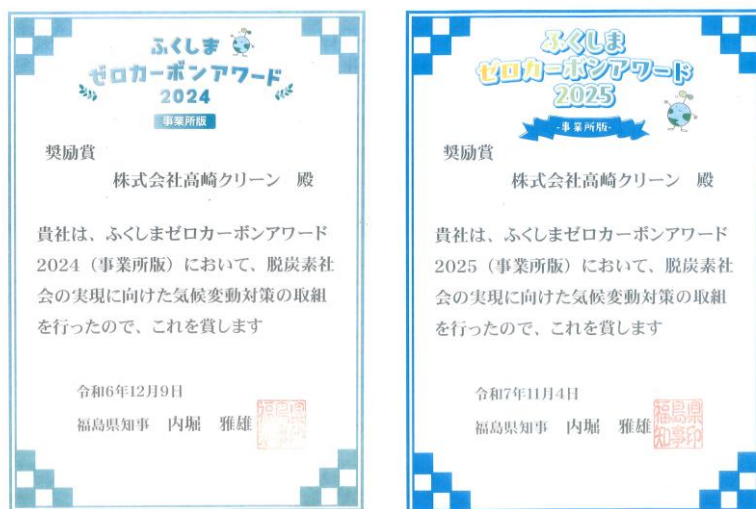
株式会社高崎クリーン 代表取締役 高崎文孝



出所: 高崎クリーン提供

また、同社では、福島県の実施する 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、県内においてモデル的な気候変動対策に率先して取り組んでいる事業者を表彰する「ふくしまゼロカーボンアワード」にて 2024、2025 年に連続して事業所版で奨励賞を受賞している。

<ふくしまゼロカーボンアワード表彰状>



出所: 高崎クリーン提供

加えて、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標である「30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標」のアライアンス参加団体となっており、他の企業と連携して、生態系保護活動への参加をしている。

さらに、同社では、環境経営目標を以下の通り定めている。同社では、電力・燃料等の使用による二酸化炭素排出量の削減や、廃棄物排出量の削減、リサイクル率の向上などについて、それぞれ目標を定め、達成に向けた事業活動に取り組んでいる。

<環境経営目標>

目標項目		単位	基準値 R4 年度実績	目標 (R10 年度通期)
電力使用量		kg-CO2	105,627.11	99,289.48
		kWh	222,842.00	209,471
ガソリン使用量		kg-CO2	10,986.94	10,327.72
		L	4,735.75	4,451.61
軽油使用量		kg-CO2	541,368.55	508,886.44
		L	209,832.77	197,243
重機軽油使用量		kg-CO2	130,077.98	128,853.30
		L	53,131.00	49,943
ガス使用量		kg-CO2	26.60	25.004
		N m ³	57.46	54.01
水使用量		kg-CO2	320.95	301.69
		m ³	655.00	615.70
二酸化炭素排出量		kg-CO2	795.408	747,684
産業廃棄物排出量		kg	132.50	129.85
	一般廃棄物排出量	kg	171.20	167.78
廃棄物排出量		kg	303.70	297.63
エシカル購入		アイテム		3
燃費の向上	燃費	km/L	5.2	5.4
リサイクル率の向上	受入量	t	15,036	63.4%
	リサイクル量	t	8,781	
	リサイクル率	%	58.4%	
社会貢献活動	社員の環境教育	回	0	15
	清掃活動	回	2	3

出所: 高崎クリーン「令和 6 年度エコアクション 21 環境経営レポート」

2) 社会貢献活動

同社は、社会貢献活動として、中小企業家同友会いわき支部の実施する献血への参加協力、いわき市の不法投棄監視サポーターへの参画、不法投棄廃棄物の撤去活動、海岸清掃への参加、いわき花火大会への寄附などを継続的に行っている。

また、地元サッカークラブであるいわき FC のビジネスパートナーの他、いわき市の野球による地方創生を目指すプロジェクトである「いわき甲子園プロジェクト」への支援など、地域のスポーツ振興に貢献している。

さらに、福島県中小企業家同友会主催の「全県企業家フォーラム」において、勉強会で登壇するなど、同社の取組みを広めるための活動も行っている。

＜不法投棄監視サポーターの様子＞



＜海岸清掃の様子＞



＜第 49 回全県企業家フォーラム in 浜エリアでの発表の様子＞



出所：高崎クリーン提供

(7) 人材育成・福利厚生

高崎クリーンでは、社員のスキルアップを奨励しており、各種資格取得のための受講・試験費用のサポートを行っている他、資格取得一定期間後の資格手当の支給も行っている。

<主な保有資格一覧(2026 年 6 月末現在)>

資格名	取得者数	資格名	取得者数
けん引自動車第一種類運転免許	1	石綿作業主任者	1
大型自動車第一種運転免許	17	クレーン特別教育者	1
中型自動車第一種運転免許	25	解体工事施工技術者	1
小型移動式クレーン技能者	12	木造解体作業指揮者	1
玉掛け技能者	12	破砕・リサイクル施設技術管理士	2
フォークリフト運転技能者	13	運行管理者	2
車両系建設機械運転技能者	8	第二種衛生管理者	1
ガス溶接技能講習者	1		

出所：高崎クリーン提供

また、同社では SDGs 定例勉強会の実施や社員レクリエーションとしてプロ野球観戦や社内忘年会、社員研修旅行などの福利厚生も充実させている。

<社員研修旅行>

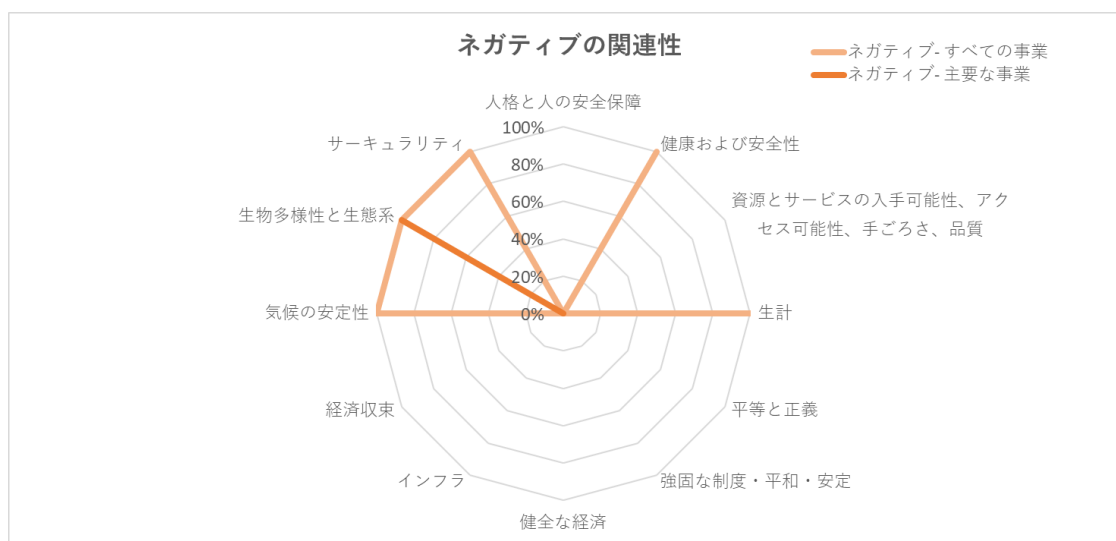
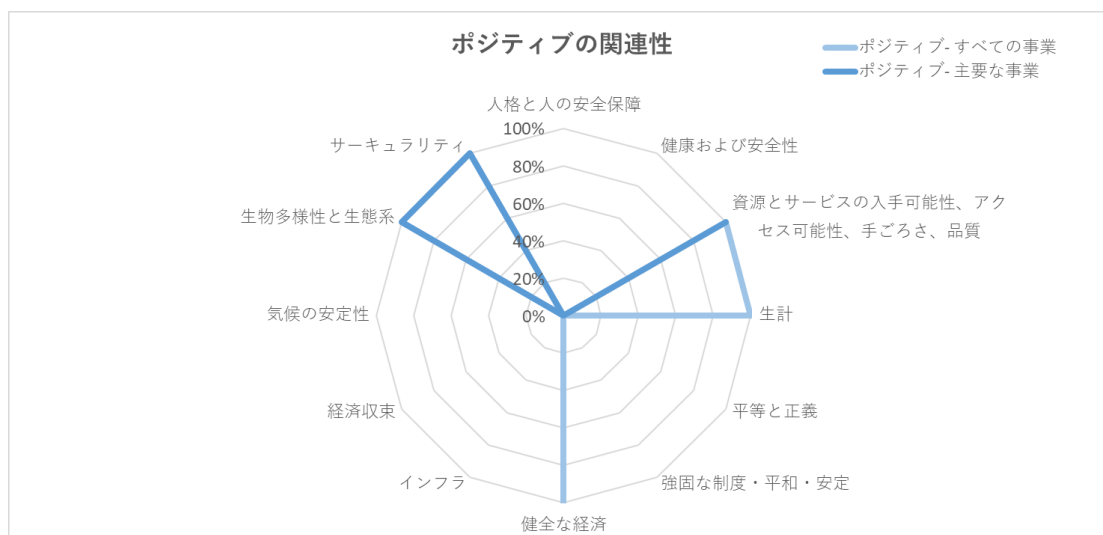


出所：高崎クリーン提供

3. 包括的なインパクト分析

(1) インパクトエリア/トピックの特定

UNEP FI が提供するインパクトレーダーを用いて、高崎クリーンの属する業種のポジティブインパクト(以下、PI)とネガティブインパクト(以下、NI)が社会面、社会経済面、環境面の12のインパクトエリア並びに34のインパクトトピックのどのエリア/トピックに発現するのか、包括的なインパクト分析を実施した。なお、同社の事業は国際標準産業分類の「3811 非有害廃棄物の収集」「3812 有害廃棄物の収集」「3821 非有害廃棄物の処理および処分」「3822 有害廃棄物の処理および処分」としている。



同社の事業活動(資格取得費用の補助、ダイバーシティの推進)を鑑み、教育【PI】、ジェンダー平等【NI】、年齢差別【NI】を追加し、既に十分な賃金水準であること、開発を伴う事業で

はないこと、水、文化と伝統、水域、大気、土壌、生物種、生息地のポジティブインパクトに繋がる事業活動はないことから、水【PI】、文化と伝統【PI】、賃金【NI】、水域【PI】、大気【PI】、土壌【PI】、生物種【PI】【NI】、生息地【PI】【NI】を削除した。同社の最終的なインパクトエリア/トピックは、以下の通りである。

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いたインパクト分析結果】 PI:○ NI:●

カテゴリ	エリア	トピック	関 連 SDGs	既定値	修正値
社会面	人格と人の安全保障	紛争	16		
		現代奴隷	8,16		
		児童労働	8,16		
		データプライバシー	16		
		自然災害	11,13		
	健康および安全性	-	3	●	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	6	○	
		食料	2		
		エネルギー	7	○	○
		住居	11		
		健康と衛生	3,6	○	○
		教育	4		○
		移動手段	9,11		
		情報	16		
		コネクティビティ	9		
		文化と伝統	11	○	
		ファイナンス	8,9		
	生計	雇用	1,8	○	○
		賃金	1,8	○●	○
		社会的保護	1,10	●	●
	平等と正義	ジェンダー平等	5		●
		民族・人種平等	10		
		年齢差別	10		●
		その他の社会的弱者	10		
社会経済面	強固な制度・平和・安定	法の支配	16		
		市民的自由	16		
	健全な経済	セクターの多様性	8,9		
		零細・中小企業の繁栄	8	○	○
	インフラ	-	9		
環境面	経済収束	-	10,17		
	気候の安定性	-	13	●	●
	生物多様性と生態系	水域	6,14	○●	●
		大気	11,12	○●	●
		土壌	15,12	○●	●
		生物種	14,15	○●	●
		生息地	14,15	○●	●
	サーキュラリティ	資源強度	12	○●	○●
		廃棄物	11,12	○●	○●

(2) 事業活動エリアにおけるインパクトニーズ

特定したインパクトエリア/トピックに関して、その重要性を判断するにあたり、高崎クリーンの事業活動エリアにおけるインパクトニーズとの関連性について検証する。

福島県は、2022 年度からの県政運営の基本方針である「福島県総合計画(2022▶2030)」において、「やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれる ふくしまを共に創り、つなぐ」を基本目標に掲げ、将来の姿として「ひと」「暮らし」「しごと」が調和しながらシンカ(深化、進化、新化)する豊かな社会を目指している。

「ひと」の分野では、誰もがいきいきと暮らせる県づくりを目指しており、同社の女性雇用の創出は当該施策と合致していると考えられる。また、「暮らし」の分野では、東日本大震災および原子力災害からの復興・再生や、環境と調和・共生する県づくりを目指しており、同社が営む廃棄物処理業は、当該施策と合致していると考えられる。さらに、「しごと」の分野では、地域産業の持続的発展や福島の産業を支える人材の確保・育成を目指しており、同社が廃棄物処理を通じて、地域の中小企業の下支えをしていること、地元人材の雇用を創出していることは、当該施策と合致していると考えられる。

以上のことから、同社の創出するインパクトは地域のニーズと整合していると考えられる。

<福島県のインパクトニーズ>

●政策分野別の主要施策の体系

分野	政策	施策
ひと	全国に誇れる健康長寿県へ	若い世代から高齢者までライフステージに応じた疾病予防 など4施策
	結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり	出会い・結婚・妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実 など3施策
	「福島ならではの」教育の充実	「学びの変革」の推進と資質・能力の育成 など6施策
	誰もがいきいきと暮らせる県づくり	多様な人々が共に生きる社会の形成 など4施策
	福島への新しい人の流れづくり	ふくしまとのつながりの強化、関係人口の拡大 など2施策
暮らし	東日本大震災・原子力災害からの復興・再生	複合災害からの復興の加速化、避難地域の復興・再生 など8施策
	災害に強く治安が確保されている安全・安心な県づくり	災害に強い県土の形成 など7施策
	安心の医療・介護・福祉提供体制の整備	質が高く切れ目のない医療提供体制の構築 など5施策
	環境と調和・共生する県づくり	豊かな自然や美しい景観の保護・保全 など4施策
	過疎・中山間地域の持続的な発展	過疎・中山間地域のひとの確保と地域力の育成 など3施策
	ふれあいと親しみのある魅力あふれる県づくり	にぎわいと魅力あるまちづくりの推進 など5施策
しごと	地域産業の持続的発展	地域の企業が主役となる、しなやかで力強い地域産業の育成・支援 など3施策
	福島イノベーション・コースト構想の推進	福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業集積・振興 など4施策
	もうかる農林水産業の実現	農林水産業の多様な担い手の確保・育成 など5施策
	再生可能エネルギー先駆けの地の実現	再生可能エネルギー等の更なる導入拡大と利用促進 など3施策
	魅力を最大限いかした観光・交流の促進	ふくしまの地域資源の磨き上げ及び魅力発信による誘客の拡大 など4施策
	福島の産業を支える人材の確保・育成	県内経済を支える人材の確保・育成 など3施策
	地域を結ぶ社会基盤の整備促進	基盤となる道路ネットワークの整備 など3施策

出所：福島県「福島県総合計画(2022▶2030)」

(3) テーマの設定

特定したインパクトエリア/トピックのうち、PI を拡大し、NI を緩和することが想定され、高崎クリーンの経営の持続可能性を高めるテーマとして、「適正処理と再資源化による循環型社会の構築」「働きがいのある職場環境の整備」「環境に配慮した事業活動の推進」の 3 つを設定した。

設定したテーマと取組み内容、対応するインパクトエリア/トピックとの対応は下表の通りである。

テーマ	取組み内容	対応する インパクトエリア/トピック
適正処理と再資源化による循環型社会の構築	・ 廃棄物の徹底分別によるリサイクル率の向上 ・ 地元企業との連携強化	エネルギー【PI】、健康と衛生【PI】、零細・中小企業の繁栄【PI】、資源強度【PI】、廃棄物【PI】
働きがいのある職場環境の整備	・ 人材育成及び確保 ・ ワーク・ライフ・バランスの推進 ・ ダイバーシティの推進	健康および安全性【NI】、教育【PI】、雇用【PI】、賃金【PI】、社会的保護【NI】、ジェンダー平等【NI】、年齢差別【NI】
環境に配慮した事業活動の推進	・ GHG 排出量の削減の推進 ・ 環境マネジメント体制の構築	気候の安定性【NI】、水域【NI】、大気【NI】、土壌【NI】、資源強度【NI】、廃棄物【NI】

4. インパクトの評価

ここでは、先に設定した3つのテーマに対して、SDGs17のゴールと169のターゲットのいずれに該当するのかを明示するとともに、具体的な取組み内容について記載する。

また、3つのテーマにおけるインパクトの発現状況を今後も測定可能なものとするため、それぞれについてKPIを設定する。なおモニタリング期間中にKPIの期限が到来する項目については、期限経過時に内容を見直す。

(1) 適正処理と再資源化による循環型社会の構築

項目	内容
インパクト エリア/トピック	エネルギー【PI】、健康と衛生【PI】、零細・中小企業の繁栄【PI】、 資源強度【PI】、廃棄物【PI】
関連する SDGs	 3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。  6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。  7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。  8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。  11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。  12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

項目	内容																
取組み内容	① 廃棄物の徹底分別によるリサイクル率の向上 － エネルギー【PI】、健康と衛生【PI】、資源強度【PI】、廃棄物【PI】 － ・ 高崎クリーンでは、9 府県の産業廃棄物の収集運搬および事業系一般廃棄物の収集運搬を行っており、本社内の中間処理施設において、年間約 1 万トンの産業廃棄物を処分し、地域の公衆衛生の維持とクリーンな生活環境を提供している。 ・ 同社では、搬入された廃棄物を手選別と機械選別を組み合わせ厳格に分別を行っており、リサイクル率の向上に取り組んでいる。同社の過去 3 年リサイクル率は以下の通り。 ＜産業廃棄物のリサイクル率の推移＞ <table><tr><th></th><th>2023 年 4 月～ 2024 年 3 月</th><th>2024 年 4 月～ 2025 年 3 月</th><th>2025 年 4 月～ 2026 年 3 月</th></tr><tr><td>受入量</td><td>12,888t</td><td>15,958t</td><td>10,781t</td></tr><tr><td>リサイクル量</td><td>8,145t</td><td>10,653t</td><td>5,751t</td></tr><tr><td>リサイクル率</td><td>63.2%</td><td>66.7%</td><td>65.9%</td></tr></table> 出所:高崎クリーン提供 ・ 同社では、コンクリートくずやがれき類を、破砕機を用いて処理し、再生材として地域へ供給している。また、破砕時に鉄筋などは自動分別され、鉄鋼原料等として再生利用されている。 ・ また、廃プラスチック類は破砕や圧縮梱包を経て減容化し、リサイクル原料として供給している。 ・ さらに、木くずについても破砕によりチップ化し、バイオマス発電のための燃料として供給している。同社内でのバイオマス発電を目指した研究も推進している。		2023 年 4 月～ 2024 年 3 月	2024 年 4 月～ 2025 年 3 月	2025 年 4 月～ 2026 年 3 月	受入量	12,888t	15,958t	10,781t	リサイクル量	8,145t	10,653t	5,751t	リサイクル率	63.2%	66.7%	65.9%
		2023 年 4 月～ 2024 年 3 月	2024 年 4 月～ 2025 年 3 月	2025 年 4 月～ 2026 年 3 月													
	受入量	12,888t	15,958t	10,781t													
	リサイクル量	8,145t	10,653t	5,751t													
リサイクル率	63.2%	66.7%	65.9%														
	② 地元企業との連携強化 － 零細・中小企業の繁栄【PI】 － ・ 高崎クリーンでは、スーパーゼネコンや大手ゼネコンだけでなく、地元大手・中小建設業者、地域の製造業から、解体や工事、業務に伴う廃棄物処理を安定的に請け負っている。 ・ また、地域内外の処分業者との協力・取引関係を維持することで、いわき市内外における処理ネットワークの安定化に貢献している。 ・ さらに、福島県中小企業家同友会が主催する全県企業家フォーラムなどの場において、自社の取り組みを広めるための発表を行うなど、地域の中小企業へ取り組みを広く共有している。																

項目	内容
目標と KPI ※各 KPI は 2031 年 5 月期までとし、以後は別途設定する。	資源強度【PI】、廃棄物【PI】 産業廃棄物リサイクル率 65.9%(2025 年 4 月～2026 年 3 月) → 68.0%(2030 年 4 月～2031 年 3 月)
	エネルギー【PI】 バイオマス燃料供給量 2,000t(2026 年 5 月期) → 2,200t(2031 年 5 月期)
	零細・中小企業の繁栄【PI】 連携地元企業数 17 社(2026 年 5 月末) → 20 社(2031 年 5 月末)

(2) 働きがいのある職場環境の整備

項目	内容
インパクト エリア/トピック	健康および安全性【NI】、教育【PI】、雇用【PI】、賃金【PI】、 社会的保護【NI】、ジェンダー平等【NI】、年齢差別【NI】
関連する SDGs	      1.2 2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。 3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
取組み内容	① 人材育成及び確保 - 健康および安全性【NI】、教育【PI】、賃金【PI】、社会的保護【NI】 - ・ 高崎クリーンでは、人材育成の一環として、社員の資格取得を勧奨しており、業務関連分野の資格取得について、会社負担としている他、資格取得一定期間後の資格手当の支給も実施している。 ・ また、賃金については、同規模同業種(令和 7 年賃金構造基本統計調査_廃棄物処理業_10～99 人)の全国平均年収(445.69 万円)を上回っている。 ・ さらに、同社の 2026 年 5 月期における労働災害による死亡者は 0 人・負傷者は 1 人である。労働災害についても定期的な社内研修等を通じて教育および発生防止に努めている。

項目	内容
	社員の SDGs 教育にも注力しており、毎月の SDGs 勉強会を全社員で実施している。勉強会はアクティブラーニングとなっており、SDGs への理解だけでなく、問題意識を持つことや社内のコミュニケーションの活発化にも貢献している。また、SDGs だけでなく、廃棄物の取り扱いや安全運転などに関する研修も外部人材を招聘して実施している。
	② ワーク・ライフ・バランスの推進 - 健康および安全性【NI】 - - 高崎クリーンでは、ワーク・ライフ・バランスの推進のため、有給休暇の取得しやすい環境づくりに取り組んでいる。 - また、同社では、家庭教育の充実に向けた職場環境づくり等を推進する福島県教育委員会「家庭教育応援企業」の認証を取得しており、学校行事での有給休暇取得を推進しており、年間平均有給休暇取得日数は、9.2 日/年・人(令和 7 年就労条件総合調査_30～99 人では 11.3 日/年・人)となっているが、改善に取り組んでいる。 ＜福島県家庭教育応援企業認証書＞ 出所: 高崎クリーン提供 - さらに長時間労働の抑制にも努めており、2026 年 5 月期の月間法定労働時間外労働は、2.6 時間/月・人(令和 7 年賃金構造基本統計調査_廃棄物処理業_10～99 人では 10 時間)となっている。 - 同社では、社員のニーズに合わせて、勤務時間を 7:30～16:30 としており、終業時間を早くすることで、プライベートを充実させることを可能としている。
	③ ダイバーシティの推進 - 雇用【PI】、社会的保護【NI】、ジェンダー平等【NI】、年齢差別【NI】 - 高崎クリーンでは、育児・介護休暇制度などの各種休暇制度を整備し、多様な人材が働きやすい職場づくりを目指している。

項目	内容
	- また、10名の女性社員が活躍しており、事務職だけでなく、工場でも6名が働いている。また、高齢者の継続雇用も推進しており、2026年5月末現在60歳以上の社員が6名在籍している。 - 障害者雇用については、法令上1人以上の雇用の義務があるものの、業務の性質上、現時点では雇用に至っていないが、今後雇用を検討している。
目標と KPI ※各 KPI は 2031 年 5 月期までとし、以後は別途設定する。	健康および安全性【NI】 労働災害の発生件数 1件(2026年5月期) → 0件(2031年5月期まで継続)
	教育【PI】 ドライバーの大型運転免許証の取得率 85%(2026年5月期) → 100%(2031年5月期)
	賃金【PI】 全社員のベースアップの実施 前期比 5%増(2031年5月期まで)
	健康および安全性【NI】 有給休暇取得日数 9.2日/年・人(2026年5月期) → 12日/年・人(2031年5月期)
	ジェンダー平等【NI】 女性労働者の平均勤続年数の向上 5.8年(2026年5月期) → 10.4年(2031年5月期)
	雇用【PI】、年齢差別【NI】 高齢継続雇用者数(60歳以上)の増加 6人(2026年5月期) → 7人(2031年5月期)

※社会的保護【NI】は、社内レクリエーションの費用補助や手当の支給など、同規模同業種の企業以上の対応を実施しており、KPI は設定しない

(3) 環境に配慮した事業活動の推進

項目	内容
インパクト エリア/トピック	気候の安定性【NI】、水域【NI】、大気【NI】、土壌【NI】、生物種【NI】、 生息地【NI】、資源強度【NI】、廃棄物【NI】
関連する SDGs	      6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。 11.6 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応力を強化する。 13.3 気候変動対の緩和、適応、影響軽減及び早期警告に対する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 14.1 2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
取組み内容	① GHG 排出量の削減の推進 - 気候の安定性【NI】 - 高崎クリーンでは、いわき市カーボンニュートラル宣言への賛同やふくしま SDGs 推進プラットフォームに参画など地域の環境企業として、2050 年カーボンニュートラルに向けた取組みを推進している。

項目	内容
	- 同社では、EV パッカー車の県内でも先駆けた導入や、EV フォークリフトの導入など Scope1 排出量の削減に取り組んでおり、今後破碎機についても電動化を計画している。 - さらに、カーボンオフセット都市ガスの購入や自家消費型太陽光発電システムの導入など、Scope2 排出量削減にも取り組んでいる。 ＜EV フォークリフト＞  出所：高崎クリーン提供
	② 環境マネジメント体制の構築 － 気候の安定性【NI】、水域【NI】、大気【NI】、土壌【NI】、資源強度【NI】、廃棄物【NI】－ - 高崎クリーンでは、環境経営の認証・登録制度であるエコアクション 21 認証を 2025 年 10 月に取得し、環境経営の取り組みを強化している。 - 同社では、環境負荷を低減するための行動方針に従って、GHG 排出量の削減やリサイクル率の向上、水使用量の削減、エコドライブの推進、エシカル購入等に取り組んでいる。さらに同社では、ごみの減量化やリサイクルの推進を通じて、最終的にはごみゼロの社会の実現を目指している。 - また、同社は工場内をコンリート舗装を実施し、土壌汚染対策や適正な廃水処理を実施している。 - 同社で使用している車両については、工場内で使用しているフォークリフトについては EV、また他の重機についても全車両が特定特殊自動車排出ガス規制適合車、トラックなどの運搬車両についても全 ＜エコアクション 21 認証・登録証＞  出所：高崎クリーン提供

項目	内容
	車両が排出ガス規制適合車を導入している。本排出ガス規制は、大気汚染の軽減に寄与している。 また、今後は 8t 以下のトラックについては使用目的に応じて EV の導入、10t 以上の車両に関しても長期的に FCV(燃料電池車)の導入を目指すとしている。
目標と KPI ※各 KPI は 2031 年 5 月期までとし、以後は別途設定する。	気候の安定性【NI】 GHG 排出量の削減(Scope1+2) 755t(2026 年 5 月期) → 747t(2031 年 5 月期)
	気候の安定性【NI】 EV 車両の導入(フォークリフト) 2 台(2026 年 5 月末) → 3 台(2031 年 5 月末)
	大気【NI】 特定特殊自動車排出ガス規制(2024 年基準)適合車の導入 フォークリフト 2 台(2026 年 5 月末) → 3 台(2031 年 5 月末)
	資源強度【NI】 資源効率の効果が期待されるエシカル商品の購入 1 アイテム(2026 年 5 月末) → 3 アイテム(2031 年 5 月末)
	廃棄物【NI】 廃棄物排出量の削減 276.1kg(2026 年 5 月末) → 270.5kg(2031 年 5 月末)

※水域【NI】、土壌【NI】は水使用量の削減・適正な水処理・土壌汚染防止対策に十分に取り組んでいることから KPI は設定しない。

5. 管理体制

高崎クリーンは、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、業務グループを中心とした組織横断的なプロジェクトチームを結成した。高崎文孝代表取締役社長が陣頭指揮を執り、社内の制度や計画、日々の業務や諸活動等を棚卸しすることで、自社の事業活動とインパクトレーダーやSDGsとの関連性について検討を重ねた。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、高崎文孝代表取締役社長を最高責任者、総務部丹野寛之氏を実行責任者とし、総務部内に設置されたプロジェクトチームを中心に、全社員が一丸となって、KPIの達成に向けた活動を実施する。

最高責任者	代表取締役社長 高崎 文孝
実行責任者 ²	丹野 寛之
担当部署	総務部

² 実行責任者はモニタリング担当者、金融機関に対する報告担当者を兼ねる。

6. 常陽銀行によるモニタリング

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成および進捗状況については、高崎クリーンと常陽銀行の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に1回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。具体的には、高崎クリーンの決算が5月のため、9月に関連する資料を常陽銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバック等のやりとりを行う。

常陽銀行は、KPI 達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは常陽銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成した KPI に関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化等により KPI を変更する必要がある場合は、高崎クリーンと常陽銀行が協議の上、再設定を検討する。

以上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、常陽産業研究所が、常陽銀行から委託を受けて作成したもので、常陽産業研究所が常陽銀行に対して提出するものです。
2. 常陽産業研究所は、依頼主である常陽銀行および常陽銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する高崎クリーンから提供された情報と、常陽産業研究所が独自に収集した情報に基づき、現時点での計画または状況に対して評価を実施しており、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施していきます。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<本件問合せ先>

株式会社常陽産業研究所

地域コンサルティング部 宮内 悠平

〒310-0011

茨城県水戸市三の丸1丁目5番18号

TEL:029-233-6734 FAX:029-233-6724